

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

- 1 私たちは、法令等を遵守します。
- 2 私たちは、チーム久井の一員として、組織で子どもを豊かに健やかに育てます。

不祥事根絶のための行動計画

三原市立久井小・中学校

作成責任者 校長 五百川 勝

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○懲戒処分に係る職朝時の服務研修においては、通知等の伝達が中心になることが多い。	○不祥事や事故等に関する新聞記事を活用して職員の注意喚起を図る。 ○定期的な服務研修を継続し、規範意識を高める。	○配布する資料や連絡日報の裏面に、関連する記事や法令法規の条文などを印刷して、研修内容が深まるようにする。 ○小中の職員が主体的に企画し取り組む研修を合同で行う。	○月1回定期的に不祥事防止研修を実施する。 ○教職員全員が必ず1回提案する。 ○日常的なコミュニケーションを大切にし、日常的に不祥事防止研修を行う。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○小中合同の不祥事防止研修が計画した日時に実施できないことがある。 ○点検や確認が不十分な点がある。	○不祥事防止委員会の充実を図る。 ○年間を通して危機に対する意識を高める。 ○各主任が中心となって、組織的に対応する。	○不祥事防止委員会の定例化に努め、ヒヤリ・ハット事案等についても校内で自己点検していく。 ○年度当初及び各学期1回は危機回避マニュアルを研修し、職員全員で危機回避意識を高めるとともに、随時更新する。 ○定期的に委員会や分掌部会を行い、複線に対応できる体制を作る。	○月1回の不祥事防止委員会及び学校経営会議で確認する。 ○年度当初及び各学期スタート前に研修を実施する。行事等終了後マニュアルを更新する。 ○月1回以上委員会や分掌部会を実施する。
相談体制の充実	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知率が不明である。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」について保護者の周知率を確認するとともに周知を繰り返し行う。	○メール配信や学校からの便り等に掲載する。 ○参観日や学級懇談会で周知を確認するとともに、体罰セクハラについて聴取する。 ○各種懇談会や家庭訪問等で保護者や地域から出た意見について、教職員間での共有化を図る。	○学期末に生徒、保護者及び本校教職員を対象にアンケートを実施する。 ○学期末懇談会における保護者からの聴取記録を作成する。